



鳥取県公報

令和6年11月19日（火）
第9647号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（620）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（621）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（622）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（3）（交通規制課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第620号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和6年11月1日から令和7年3月10日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町浅井

鳥取県告示第621号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業地域 西伯郡南部町浅井
- 3 終了年月日 令和5年11月22日

鳥取県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	短期入所事業所にちなんつなで	日野郡日南町生山346-1	短期入所	令和6年11月15日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和6年11月19日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 合意した者
 - (1) 日ノ丸自動車株式会社
 - (2) 鳥取県公安委員会
 - (3) 鳥取市長

(4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	気高中学校前（東側）	鳥取市気高町浜村784-54先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

鳥取市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和6年10月25日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

令和6年11月19日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 令和6年12月21日（土） 午前10時から午後3時まで
- (2) 開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間
- (2) 講習課目
ア 空気銃の所持に関する法令
イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 9,800円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具